

認可地縁団体の手引き

【令和6年1月】

和泉市 市長公室

広報・協働推進室 公民協働推進担当

第1章	認可地縁団体の概要	P. 1
第2章	認可地縁団体の認可申請	P. 1
第3章	認可地縁団体の運営	P. 4

認可後の地縁団体について / 認可地縁団体の印鑑登録 / 認可地縁団体に関する
各種証明書の発行など/税の申告について / 認可地縁団体の届出義務 / 書面又は
電磁的方法による決議 / 認可の喪失（取り消し・解散） / 認可地縁団体の合併

規約作成例と作成上の留意事項	P. 10
地縁による団体の認可等事務に関する様式集	別冊

本手引き及び様式集の内容については、市ホームページにも掲載しております。

和泉市 認可地縁

検索

第1章 認可地縁団体の概要

町会・自治会等の法人化について

地域的な共同活動を行っている町会・自治会などの地縁による団体は、「法人格」を取得できなかったため、所有する集会所などを町会・自治会名義で不動産登記ができず、代表者の個人名義や共有名義で登記しなければならなかったことから、当該名義人の死亡による相続問題など財産上の種々の問題が生じていました。

このような問題に対処するため、平成3年に地方自治法が改正され、町会・自治会などの地縁による団体で、不動産等を保有し、一定の要件に該当する場合は市長の認可を受けることにより「法人格」を取得し、法律上の権利義務の主体となることができるようになり、これにより、その団体名義で不動産登記を行うことができるようになりました。

さらに、令和3年の地方自治法の改正により、認可地縁団体の認可の目的について不動産等の保有を前提としないものに見直され、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けることができるようになりました。

地縁による団体とは

一定の区域内に住所を有する者で組織された団体で、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理などの地域的な共同活動を行っている団体が「地縁による団体」として認められています。したがって、宗教団体、老人会、婦人会、スポーツ愛好会のように活動の目的が限定的に特定されている団体は、地縁による団体とは認められません。

第2章 認可地縁団体の認可申請

法人格を取得するには

地縁による団体が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。認可を受けると、地縁による団体は法人格を得ることとなり、認可地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってそれに代えることとなりますので、法務局への法人登記にかかる手続きは必要ありません。

認可の要件

地縁による団体が法人格を得るためには、以下①～④の要件をすべて満たしていなければなりません。

- ① 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

- ② 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。
- ③ 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数（一般には区域住民の過半数）の者が現に構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。
この規約には、【1. 目的 2. 名称 3. 区域 4. 主たる事務所の所在地 5. 構成員の資格に関する事項 6. 代表者に関する事項 7. 会議に関する事項 8. 資産に関する事項】が定められていること。

令和3年11月26日に地方自治法が一部改正されたことを受け、町会・自治会等は、不動産等の保有及び保有の予定の有無にかかわらず、「法人格」を取得することが可能になりました。

認可申請の手続き

地縁による団体が法人格を得るための認可の申請を行うにあたっては、総会において認可を申請する旨の決定を行った上で、代表者が認可申請書類を揃えて、市長に対し申請することとなります。

認可手続きの流れ

1. 事前調整

現に所有している不動産又は所有する予定の不動産がある場合は、現況把握（地縁団体名義へ所有権移転が可能かなど）や地縁による団体が認可要件に該当するかどうかの確認、不動産を取得することによる各種租税の把握（登録免許税、法人税等）など町会・自治会内で十分話し合い、事前に調整する必要があります。

2. 規約等の整理

認可要件で示した項目を備えた規約を整備する必要があります。

⇒作成した規約（案）など、申請書類について、**事前に公民協働推進担当と協議**してください。

3. 総会において、認可を申請する旨の議決

規約の決定、構成員の確定、代表者の決定、不動産等所有することとなる資産の確定は、同時に総会で決定しておくことが望まれます。

4. 市長に対する認可申請

P.3に記載している「認可申請書類」を揃えて市長に申請します。

5. 市長による認可・告示

市長は、提出された申請書類を審査のうえ、認可・不認可の決定を行います。この認可をもって当該団体は権利能力を有し、法人格を得ることになります。

告示された事項（代表者、事務所の所在地など）や規約に変更があったときは、市長に対し届出を行わなくてはなりません。

6. 団体名義で資産の登記、各種届出

市長の認可後、団体名義での不動産登記が可能となります。また、法人設立に伴い、国税（泉大津税務署）、府税（泉北府税事務所）、市税（和泉市役所税務室）に対し、法人設立の届出を行う必要があります。

詳細については、それぞれの関係機関にお問い合わせください。

認可申請書類

1. 認可申請書（様式第1号 様式集P. 1）

2. 規約

3. 認可の申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した地縁による団体の総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの。

4. 構成員の名簿

構成員全員の氏名、住所を記載したもの。

※構成員とは、区域に住所を有する個人であれば年齢、性別等を問わないこととされていますので、会員である場合には子どもの名前なども記載する必要があります。

5. その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていることを記載した書類

※一般的には、前年度の事業報告として総会に提出した報告書等。ただし、当該報告書の内容として、具体的な活動内容がわかる程度の記載は必要となります。また、広く地域的な共同活動の内容を記載することとし、特定活動のみを記載することのないように注意する必要があります。

6. 申請者が代表者であることを証する書類

※申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものと、申請者が代表者となることを受託した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名又は記名押印のあるもの（様式第4号 様式集P. 4）が必要です。

7. 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無（様式第1号（別紙1） 様式集P. 2）

8. 代理人の有無（様式第1号（別紙2） 様式集P. 3）

第3章 認可地縁団体の運営

認可後の地縁団体について

認可を受けた地縁による団体は権利能力を得ることにより、法人としてそれ以前とは異なった法的な位置付け及び取扱いとなります。

1. 不動産登記

団体名義で資産の登記・登録ができます。なお、登記申請書に登記権利者が添付する書類としては、認可を行った市が作成する地縁団体台帳（様式第6号 **様式集P. 6**）の写しによる証明（告示事項証明書）が必要となります。

2. 告示事項に変更があった場合の手続き

告示事項に変更があった場合は告示事項変更届出書（様式第7号 **様式集P. 10**）及び変更があった旨を証する書類（総会の議事録の写し）に、それぞれ告示事項毎に必要な書類を添付して、変更届出の手続きを行う必要があります。

3. 規約を変更する場合の手続き

規約を変更する場合は、規約変更認可申請書（様式第9号 **様式集P. 12**）に規約変更の内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で決議したことを証する書類を添えて、市長の認可を受ける必要があります。

※規約を変更される場合は、変更内容について**事前に公民協働推進担当と協議**してください。

4. 財産目録の作成

毎事業年度終了の時に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

5. 構成員名簿の作成

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。構成員の変更については、市長に対する届出は必要ありませんが、構成員の変更があるごとに訂正してください。

6. 団体が解散したとき（P. 7－「2. 解散」参照）

団体が解散した場合は、市長に対して届出（市長による解散告示）、及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要となります。また、法人として破産、解散及び清算については裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなり、破産宣告の請求を怠ったときなどに非訟事件手続法に基づき裁判所により過料を処せられることとなります。

7. 合併するとき（P. 8－「認可地縁団体の合併」参照）

合併する場合は、総会の議決や合併認可申請書類の提出、債権者保護手続等が必要となります。

令和5年4月1日に地方自治法が一部改正されたことにより、認可地縁団体は、市内の他の認可地縁団体と合併することが可能になりました。

認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に立証するものです。
不動産登記など、法令に基づいて提出を義務付けられている場合などには、「印鑑登録証明書」が必要となります。
なお、登録できる印鑑は、1団体につき1個です。

1. 登録申請を行うときは、次の書類が必要です。(代理人による申請は、委任状が必要となります。)
 - ①認可地縁団体印鑑登録申請書(様式第1号 様式集P. 27)
 - ②代表者の印鑑(市民室に印鑑登録しているもの)
 - ③代表者個人の印鑑登録証明書 1通(市民室で発行)
 - ④登録する団体の印鑑
2. 登録する印鑑は、次のようなものは受け付けられません。
 - ①ゴム印その他の変形しやすいもの
 - ②印影の大きさが、1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
 - ③印影が鮮明に表しにくいもの
 - ④その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

認可地縁団体に関する各種証明書の発行など

1. 地縁団体台帳(告示事項証明書)

認可地縁団体の証明書となる地縁団体台帳(様式第6号 様式集P. 6)はどなたでも請求することができます。証明書交付請求書(様式第8号 様式集P. 11)により公民協働推進担当まで請求してください。

地縁団体台帳の交付手数料は1部300円です。※告示後、発行できます。
2. 認可地縁団体の印鑑登録証明書

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(様式第4号 様式集P. 30)により公民協働推進担当まで申請してください。印鑑登録証明書は、団体の代表者のみ申請することができます。代理の方が申請する場合は、別途委任状が必要となります。

印鑑登録証明書の交付手数料は1枚300円です。

※認可地縁団体の印鑑登録完了後、発行できます。

税の申告について

1. 税の申告
 - ①収益事業を行った場合
泉大津税務署、泉北府税事務所、和泉市役所税務室へ申告します。
※事業年度の終了後、2か月以内に申告します。
 - ②収益事業を行わない場合
泉北府税事務所、和泉市役所税務室へ均等割(減免措置あり)の申告をします。(泉大津税務署への申告は不要です。)
※毎年4月末日までに申告します。

認可地縁団体の届出義務

認可を受けた地縁団体は、告示事項や規約を変更する時は、市長に対し届出する義務があります。

1. 告示された事項に変更があった場合

任期満了による代表者の変更など、告示された事項に変更があった場合は、変更の旨を証する書類を添えて、告示事項変更届出書（様式第7号 様式集P. 10）

※「変更の旨を証する書類」とは総会で議決された議事録の写しなどを指します。

【告示事項】

①名称 ②規約に定める目的 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤代表者の氏名及び住所 ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所） ⑦代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所） ⑧規約に解散の事由を定めたときはその事由 ⑨認可年月日

2. 規約を変更する場合

規約を変更する場合には、規約変更認可申請書（様式第9号 様式集P. 12）に規約変更の内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で決議したことを証する書類を添えて、市長の認可を受ける必要があります。

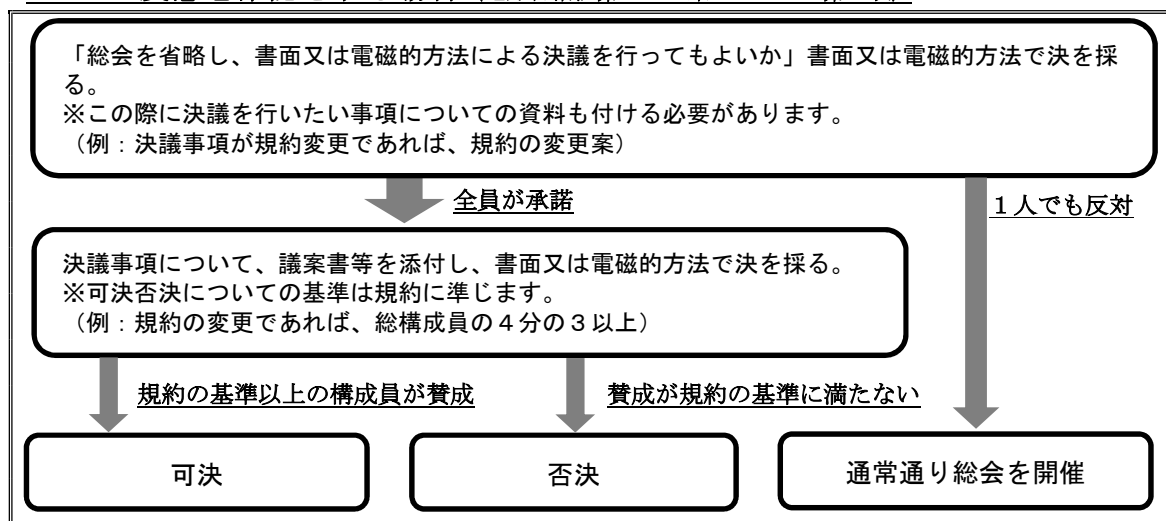
※地方自治法260条の3第2項の規定により、規約の効力発生は、市長の認可後になります。

書面又は電磁的方法による決議

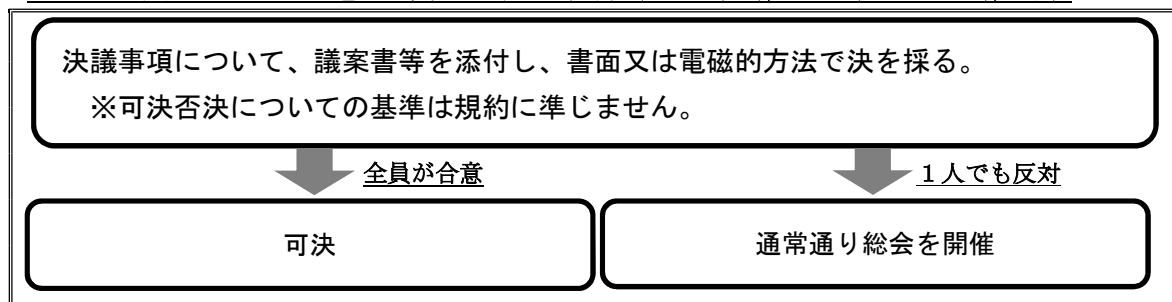
令和4年8月20日に地方自治法が一部改正されたことにより、総会を開催せずに、書面（回覧等を利用した方法）又は電磁的方法（電子メール、Webサイト、アプリケーション等を利用した方法、又は磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法など）による決議を行うことができるようになりました。

1. 書面又は電磁的方法による決議の方法（2通り）

A. 2度意思確認をする場合（地方自治法第260条の19の2第1項）



B. 1度にとめて意思確認をする場合（地方自治法第260条の19の2第2項）



2. 書面又は電磁的方法による決議の注意点（A・B共通）

- ・決議事項が複数ある場合であっても、包括的に決を採ることはできないため、個々の議案について承諾又は合意を得る必要があります。
- ・書面又は電磁的方法による決議は、総会に関する規定を準ずるため、議事録に関しても規約の通り作成する必要があり、議長や議事録署名人の選出も必要となります。

認可の喪失

1. 認可の取り消し

認可を受けた地縁による団体が、下記のいずれかに該当、もしくは不正な手段によって認可を受けたときは、認可を取り消されることがあります。

- ① 目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ② 相当の期間にわたって活動していないとき
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員または第三者が詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

2. 解散

認可を受けた地縁団体が、下記のいずれかに該当するとき、認可地縁団体は解散します。

解散は、市長に対して届出（市長による解散告示）、及び清算に伴う債権申し出の公告（官報による公告）などの手続きが必要です。

- ① 規約に定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産したとき
- ③ 認可を取り消されたとき
- ④ 構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき。（規約に別段の定めがある場合を除く）
- ⑤ 構成員が欠亡したとき

【解散申請に必要なもの】

- ・認可地縁団体解散届出書（様式第10号 様式集P. 13）
- ・解散を決めた旨を証する書類（総会議事録の写し等）

※全ての手続きが完了後、認可地縁団体清算終了届出書（様式第11号 様式集P. 14）を提出してください。

令和4年8月20日に地方自治法が一部改正されたことを受け、債権申し出の公告について、回数の規定が3回以上から1回になりました。

認可地縁団体の合併

令和5年4月1日に地方自治法が一部改正されたことにより、認可地縁団体は、市内の他の認可地縁団体と合併することが可能になりました。

合併には「吸収合併（1つの団体に吸収される合併）」と「新設合併（合併によって新しい団体が成立）」の2種類があり、一部手続きが異なります。

1. 合併手続きの流れ

①事前調整

町会・自治会内での調整に加え、合併先の認可地縁団体とも事前に調整する必要があります。

②申請書類の整理

作成した申請書類（規約（案）など）について、**事前に公民協働推進担当と協議**してください。

吸収合併の場合

③ 総会の決議

吸収する団体

総会において、「合併認可の申請」と「規約変更」についての議決

吸収される団体

総会において、「合併認可の申請」についての議決

※どちらの団体も、構成員や代表者、資産等について同時に総会で決定しておくことが望まれます。

新設合併の場合

③' 総会の決議

それぞれの町会・自治会の総会において、「合併認可の申請」についての議決

※どちらの団体も、構成員や代表者、資産等について同時に総会で決定しておくことが望まれます。

④市長に対する合併の認可申請

※吸収合併の場合の吸収する団体については、同時に規約変更の認可申請を行ってください。

⑤市長による認可

⑥債権者保護手続

認可通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（最低でも2か月は期間を設ける必要がある）内に述べるように公告し、判明している債権者には個別に催告する必要があります。

異議があった場合は、債権者に弁済等をしなければなりません。

⑦債権者保護手続終了の届出（様式第14号 様式集P. 17）

⑧市長による告示（合併の効力発生）

⑨財産目録を事務所に備え置く

※合併後の登記や税に関する詳細は、それぞれの関係機関にお問い合わせください。

2. 合併認可申請書類

①認可申請書（様式第12号 様式集P. 15）

②合併後の規約

③合併の認可を申請することについて各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類（議事録の写し）

※合併する町会・自治会それぞれの書類が必要です。

④合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

⑤良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

（例）

- ・合併しようとする認可地縁団体同士が、合併に向けて合同で行った打ち合わせの議事録
- ・合併しようとする認可地縁団体が、合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動の記録

⑥合併しようとする各認可地縁団体の規約

⑦申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

⑧合併後の認可地縁団体の代表者が認可申請書（様式第12号 様式集P. 15）に記載された者であることを証する書類

※代表者の選出について議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものと、申請者が代表者となることを受託した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名又は記名押印のあるもの（様式第13号 様式集P. 16）が必要です。

⑨裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無（様式第1号（別紙1） 様式集P. 2）

⑩代理人の有無（様式第1号（別紙2） 様式集P. 3）

規約作成例と作成上の留意事項

規約の例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したものに過ぎないので、各地縁団体で規約作成に当たっては、規約例を参考としながら留意点に記載されている事項を遵守し、各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。（地方自治法２６０条の２第３項）

【目的・名称・区域・主たる事務所の所在地・構成員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項】

また、令和４年８月２０日及び令和５年４月１日付の地方自治法一部改正に伴って、加筆した箇所には下線を引いています。

規約例	留意事項
〇〇町会（自治会）規約（会則） 第１章 総則 （目的） 第１条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 （１）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 （２）美化・清掃等区域内の環境の整備 （３）集会施設の維持管理 （４）〇〇〇〇 （５）〇〇〇〇 （名称） 第２条 本会は、〇〇〇会と称する。	①「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。 ①「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。 ②スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。 ③この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。 ①地方自治法上では名称についての制限はありません。したがって、「〇自治会」「〇町会」といった名称でよいと解されます。ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。 （例）商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできません。

(区域) 第3条 本会の区域は、和泉市〇〇町△番△号から×番×号までの区域とする。	①団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものですが、河川や道路等による区域の表示も他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。
(主たる事務所) 第4条 本会の主たる事務所は、大阪府和泉市〇〇町△番×号に置く。	①「主たる事務所」とは、団体について1を限りとして設けられた事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。 ②主たる事務所の所在地については、別段制限がありませんが、代表者の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。 ③具体的な地番で定めることその他「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という規定も可能です。
第2章 会員	
(会員) 第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。	①区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。 ②区域外の者は、会員になれません。 ③団体は、自然人たる個人を基盤とするものですから世帯を会員とすることはできません。 ④区域に住所を有する法人、組合等は会員とはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。この場合は第2項として「本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。」と規定するのが適当です。ただし、賛助会員は表決権等の団体の意思決定には関与できません。
(会費) 第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。	①会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を決めた場合、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となりますので、第36条に規定する総会の議決が必要となります。

(入会) 第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。 (退会等) 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。 (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合 (2) 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。 第3章 役員 (役員の種別) 第9条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 〇人 (3) その他の役員 〇人 (4) 監事 〇人 (役員の選任) 第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。	②賛助会員を予定している場合は、第2項として「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。 ①この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。書式は入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。 ①第5条の趣旨から、不合理な入会制限は許されません。 ①本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。 ②本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。 ③長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続きの下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。 ①必ず会長を1人置く必要があります。 ②第11条第2項の関連で、副会長を置く必要があります。 ③その他の役員は、「会計」「書記」等具体的な名称で定めても差し支えありません。 ④監事は1人又は複数人置くことが適当です。 ①監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。
--	---

(役員の職務) 第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 監事は、次に掲げる業務を行う。 (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。 (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。 (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。 (役員の任期等) 第 12 条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。 (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。	①法律上団体の代表権は代表者(会長) 1 人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使できなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。 ②「会計」「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」、「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。 ①法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間では業務執行の一貫性確保に問題がありますし、あまりにも長期の期間は種々の弊害が生じますので、短くても 1 年、長くても 4 年程度にするのが適当です。 ②役員の解任の手続きを定める場合は、選任の手続きと同様の定めをすることが必要です。
---	---

第4章 総会 (総会の種別) 第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。 (総会の構成) 第14条 総会は、会員をもって構成する。 (総会の権能) 第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。 (総会の開催) 第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき。 (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。 (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。	①総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員会に委任したものを除き全ての事項について議決できます。なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他に委任できません。 ①総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。 ア 事業計画の決定 イ 事業報告の承認 ウ 予算の決定 エ 決算の承認 ①総会は、地方自治法 260 条の 13 の規定により、少なくとも毎年 1 回は開催しなければなりません。 ②地方自治法 260 条の 4 の規定により、毎事業年度の終了の時に財産目録を作成する必要があります。 また、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために通常総会を事業年度終了後 3 か月以内に開催する必要があります。 ③年度当初から総会開催までの間は予算が成立していなくて支出行為ができないので、第 33 条第 2 項のように規定しておくことが適当です。 ① 5 分の 1 の数は、規約によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。
---	--

3 総会において決議をすべき場合において、 <u>会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。</u>	<u>②P.6 の下部で解説している「A. 2度意思確認をする場合」に対応する規定です。</u>
4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。	<u>③会員全員の承諾があった場合の書面又は電磁的方法による決議は、総会の規定を準用します。</u> <u>また、賛否が分かれた場合は、書面又は電磁的方法による決議はできず、総会開催の省略もできません。</u>
(総会の招集) 第 17 条 総会は、会長が招集する。 2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。	①総会を招集するには、地方自治法第 260 条の 15 の規定により、少なくとも 5 日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。
(総会の議長) 第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。	①総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。 ②会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と規定しても差し支えありません。
(総会の定足数) 第 19 条 総会は、総会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。	①総会の定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。 ②定足数には、第 22 条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。
2 前項の規定にかかわらず、次の事項を議決する総会を除き、出席した会員数の計算は会員 1 人につき、その会員が所属する世帯員数分の 1 とし、その総数の 2 分の 1 以上の出席で開会することができる。 (1) 第 31 条に掲げる資産の処分 (2) 第 36 条に掲げる規約の変更 (3) 第 37 条に掲げる会の解散 (4) 第 39 条に掲げる残余財産の処分	

(総会の議決) 第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。 3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。 (会員の表決権) 第 21 条 会員は、総会において、各々 1 箇の表決権を有する。 2 前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、次の事項を除いては、会員の所属する世帯の会員数分の 1 とする。(1 世帯 1 表決権とする。) (1) 第 3 1 条に掲げる資産の処分 (2) 第 3 6 条に掲げる規約の変更 (3) 第 3 7 条に掲げる会の解散 (4) 第 3 9 条に掲げる残余財産の処分	①「この規約に定めるもののほか」とは、特定の事項について「出席会員の 3 分の 2 (4 分の 3) 以上の賛成を要する」旨の規定を置くことも可能です。 ②「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、議決権の行使を一旦留保するが、可否同数のときは議長の決するところによるという意味です。 ③P.7 の上部で解説している「B. 1 度にまとめて意思確認をする場合」に対応する規定です。 ④賛否が分かれた場合は、書面又は電磁的方法による決議はできず、総会開催の省略もできません。 ①表決権は、会員 1 人 1 票を原則とします。 ②未成年の表決権にあたっては、民法第 5 条の規定により法定代理人の同意を要することになります。 したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。 ①この規定は、前項の 1 人 1 票の原則の例外として、世帯全体で 1 票とするものです。 ②この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者 1 人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。 ③どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません。 したがって、資産の処分、規約変更、財産処分、解散の議決はこれには該当しません。
---	--

(総会の書面表決等) 第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。 (総会の議事録) 第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)ただし、第 19 条第 2 項により開会された場合は、これに基づく総数及び出席者数 (3) 開催目的、審議事項及び議決事項 (4) 議事の経過の概要及びその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印をしなければならない。	①総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。 ②電磁的方法をもって表決を行うためには、左の規約例のように規約に規定するか、総会の議決が必要になります。 ①会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。 ②議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。
第 5 章 役員会 (役員会の構成) 第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 (役員会の権能) 第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項	①団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。 ②監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。 ①団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。

(役員会の招集等) 第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。 (役員会の議長) 第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。 (役員会の定足数等) 第 28 条 役員会には、第 19 条第 1 項、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。 この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。 第 6 章 資産及び会計 (資産の構成) 第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 別に定める財産目録記載の資産 (2) 会費 (3) 活動に伴う収入 (4) 資産から生ずる果実 (5) その他の収入 (資産の管理) 第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。	①「財産目録」は地方自治法第 260 条の 4 に基づき設立時及び毎年事業年度終了の時に作成することとなっています。 ①資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。
---	--

(資産の処分) 第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。 (経費の支弁) 第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。 (事業計画及び予算) 第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。 (事業報告及び決算) 第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後〇か月以内に総会の承認を受けなければならない。 (会計年度) 第 35 条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。	①団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決（4 分の 3 以上の議決）により行うことが適当と考えられます。 ①日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。 ①通常総会を年度終了後 3 か月以内に 1 回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第 2 項のように定めておくことが実務上適当です。
第 7 章 規約の変更及び解散 (規約の変更) 第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、和泉市長の認可を受けなければ変更することはできない。	①規約の変更は、地方自治法第 260 条の 3 第 1 項の規定により総会の専権事項となっています。したがって役員会等の規定により変更する旨の規定はできません。

(解散) 第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。 (合併) 第 38 条 本会は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、和泉市長の認可を受けなければ合併することはできない。 (残余財産の処分) 第 39 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。	②議決数の「4 分の 3」の定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべきと考えます。 ③規約の変更については、地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規定により、市長の認可を受けなければその効力を生じません。 ①解散事由は次のとおり ア 破産 イ 認可の取消 ウ 総会員の 4 分の 3 以上の同意による 総会の決議 エ 会員（構成員）の欠亡 ②ア、イ及びエの事由による場合は、当然に解散することとなります。 ③ウについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。 ④なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。 ①議決数の「4 分の 3」の定数は変更できますが、<u>合併という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべきと考えます。</u> ①地方自治法第 260 条の 31 第 1 項に基づき解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的にかんがみ適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。 ②残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に総会員の「4 分の 3」以上の議決を経ることが望ましいと考えます。
--	---

第 8 章 雑則 (備付け帳簿及び書類) <u>第 40 条</u> 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (委任) <u>第 41 条</u> この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。 附 則 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。	①規約施行上の細則等定めることについては、会長、又は役員等に委任する旨の総会の議決が必要です。 細則としては、総会の議事運営規定、弔慰金支給規定、旅費規定等が考えられます。 ①認可後に認可年月日を記入します。なお、「和泉市長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えありません。 ①年度途中に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。 ①上記に同じ
--	--

和泉市 市長公室
広報・協働推進室 公民協働推進担当
〒594-8501
和泉市府中町二丁目7番5号
TEL：0725-41-1551（代表）
0725-99-8103（直通）
FAX：0725-41-1553
MAIL：koukyou@city.osaka-izumi.lg.jp